

エバーニュース

EVER NEWS

vol.25 平成28年4月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 親権と養育費について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 労働者派遣と請負について
- 料金のご案内／事務所のご案内



親権と養育費について

離婚の際には、未成年の子供の親権者を決める必要があります。親同士の合意で決められない場合には、審判ないしは離婚の判決で家庭裁判所が親権者を決めます。親権者を決める要素としては、子供との関係、子供の意思・年齢、経済状態、具体的な養育・監護状況などです。乳幼児など子供の年齢が低い場合には、やはり養育という点から母親がより適切とされる傾向があります。ただ、育児放棄や虐待など子供にとって不適切であったり、生活のために自分の親などに子供を任せきりにして自ら養育をしない場合には、母親でも親権者としては不適当とされます。これまでは母親が子育てに専念し、父親が仕事をして家計を支えるという事案が多かったため、親権者は母親、父親は養育費を支払うという結果が多かったといえます。しかし、母親が正社員として家計を支えることもあり、また父親もイクメンとして子育てを担うことが当然とされるようになりましたので、子供との関係、養育・生活環境、具体的な養育方法、双方の経済状況などを厳密に調査し、子供の福祉のためにどちらがより適切かを判断することになります。家庭裁判所では、親権の判断に際し調査官による調査を行い、なるべく子供の意思を確認し、双方の経済状態、監護状況を調査したうえで、判断を下します。離婚後も面会交流や養育費の支払など双方の協力関係が必要になることを考えると、審判や判決ではなくなるべく合意で決める方が望ましいといえます。

親権者として養育監護する立場になると、親権者ではない親に対して子供の養育費を求める余地があります。子供の扶養義務は双方にあるので、養育費の負担義務も双方にあるのですが、一方が無職であったり、収入が低額であれば、より収入の多い親がより負担することになります。裁判所のHP (<http://www.courts.go.jp/>)でも養育費算定の考え方、早見グラフを用意しています。これにより、双方の収入、子供の年齢及び数から養育費の目安となる金額の幅を知ることができます。親権をとれないと養育費の支払を拒否する方もありますが、協力的配慮をしたほうがその後の子供との面会交流や子供へのメッセージという点から子供との関係をより構築しやすいといえます。一方、親権者となった親も他の親を排除するのではなく、子供の成長のために、子供が気兼ねなく会えるよう配慮する必要があります。親権や養育費の件でお悩みの方はご相談ください。

Information

無料相談会のご案内

平成28年4月19日(火)、4月27日(水)、5月12日(木) のいずれも
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。
なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



労働者派遣と請負について

事業者の方へ

労働者派遣と請負（雇用関係のある労働者を利用する請負契約）について、両者の違いがあまり明確に意識されないまま利用されていることがありますが、法制度上明確な違いがあります。まず、両者の違いですが、労働者派遣は派遣元事業主が自己の雇用する労働者を派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させますが、請負は注文主と労働者との間に指揮命令関係が生じない点で異なります。しかし、実際には請負の形式をとっていても指揮命令関係がある場合があります（いわゆる偽装請負）、注文者（派遣先）が労働者派遣事業として「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」といいます）の適用を受けることとなります。具体的には派遣先（仕事先）にも責任を生じ、例えば労働基準法での労働時間、休憩、休日、時間外労働などの遵守義務が生じますし、労働安全衛生法上の安全管理に対する措置義務が生じます。

労働者派遣と請負との区別の基準に関しては、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」（昭和61年4月17日労働省告示第37号）というガイドラインがあり（厚労省）、労働者供給側からみて以下の要件のすべてに該当する場合は請負とし、それに該当しない場合には労働者派遣事業とされます。

① 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものあり、次の3つに該当することが必要。

- ア) 業務の遂行方法及びその評価等に関する指示その他の管理を自ら行うこと、
- イ) 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、並びに労働時間延長及び休日労働に関する指示その他の管理を自ら行うこと、
- ウ) 労働者の服務上の規律、配置等の決定及び変更等秩序の維持確保等のための指示その他の管理を自ら行うこと、

② さらに以下の場合に該当し、請け負った業務を自己の業務として契約の相手方から独立して処理することが必要。

- エ) 業務処理に要する資金について、すべて自らの責任の下に調達し、支弁すること、
- オ) 業務の処理について、民法、商法その他法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと、
- カ) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備、もしくは機材又は材料もしくは資材により業務を処理し、あるいは自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理し、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと、

以上の要件に該当しても、違反を免れるために偽装し、労働者派遣を業として行う場合には労働者派遣事業としての適用を受け、派遣先にも影響します。特に許認可事業に関わる場合などはコンプライアンスの関係から改めて業務のあり方について見直しをしておくことをお勧めします。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

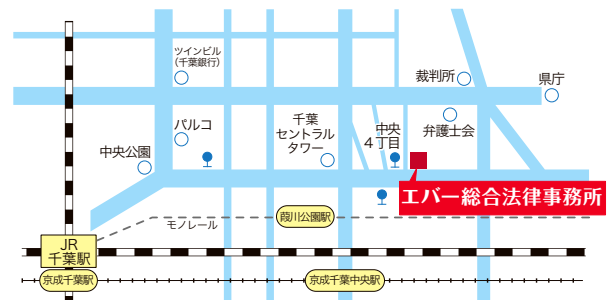
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。